

山口県報

平成 25 年
11月22日
(金曜日)

目次

規則	
山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)	一
建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則(建築指導課)	六
告示	
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)	六
生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)	七
指定施業要件の変更予定保安林(森林整備課)	七



山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十一月二十二日

山口県知事 山本 繁太郎

山口県規則第五十三号

山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

山口県税賦課徴収条例施行規則(昭和四十五年山口県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

別記第三号様式(その三)の(裏)及び同様式(その四)の(裏)中

納付場所 県の指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関又は県税事務所

を

納付場所 県の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納の事務を委託したコンビニエンスストア又は県税事務所

記号No.

別記第八号様式(その一)及び同様式(その二)中

督促状

を

督促状

の規定により督促します。

に

下記のとおり滞納となっておりますので、地方税法
至急裏面記載の納付場所に納めてください。
なお、金融機関での納付については、その確認に日数を要するため、本状と行き違いとなる場合がありますので、ご了承ください。

表記のとおり滞納となっておりますので、至急県の指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関又は県税事務所に納めてください。

不服申立ての方法

を

不服申立ての方法

に

2 上記1により計算した延滞金の金額が1,000円未満のときはその全額を切り捨て、全額が1,000円以上で100円未満の端数があるときはその端数を切り捨ててください。

を

2 上記1により計算した延滞金の金額が1,000円未満のときはその全額を切り捨て、全額が1,000円以上で100円未満の端数があるときはその端数を切り捨ててください。

記号No.

納付場所 県の指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関又は県税事務所

同様式(その三)の表を次のように改める。

第 8 号様式 (その 3) (第 6 条関係)
(自動車税 ・ 一括発付用)

(表)

督 促 状		年度 自動車税

_____ 様		
登録番号		左記のとおり滞納となつておりますので、地方税法の規定により督促します。 至急裏面記載の納付場所に納めてください。 なお、金融機関等での納付については、その確認に日数を要するため、本状と行き違いとなる場合がありますので、ご了承ください。
納 期 限	年 月 日	
税 額	円	
延滞金額	地方税法の規定により計算した額	
		年 月 日 県税事務所長 印

別記第八号様式(その三)の裏中

表記のとおり滞納となつておりますので、至急県の指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関又は県税事務所に納めてください。

不服申立ての方法

不服申立ての方法

2 上記1により計算した延滞金の金額が1,000円未満のときはその全額を切り捨て、全額が1,000円以上で100円未満の端数があるときはその端数を切り捨ててください。

2 上記1により計算した延滞金の金額が1,000円未満のときはその全額を切り捨て、全額が1,000円以上で100円未満の端数があるときはその端数を切り捨ててください。

納付場所 県の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納の事務を委託したコンビニエンスストア又は県税事務所

回覧状 (NSED) 〇課申

督 促 状

督 促 状

下記のとおり滞納となつておりますので、地方税法 至急裏面記載の納付場所に納めてください。 の規定により督促します。 なお、金融機関等での納付については、その確認に日数を要するため、本状と行き違いとなる場合がありますので、ご了承ください。

回覧状 (NSED) 〇課申

表記のとおり滞納となつておりますので、至急県の指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関又は県税事務所に納めてください。

不服申立ての方法

不服申立ての方法

2 上記1により計算した延滞金の金額が1,000円未満のときはその全額を切り捨て、全額が1,000円以上で100円未満の端数があるときはその端数を切り捨ててください。

セ

2 上記1により計算した延滞金の金額が1,000円未満のときはその全額を切り捨て、全額が1,000円以上で100円未満の端数があるときはその端数を切り捨ててください。

納付場所 県の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納の事務を委託したコンビニエンスストア又は県税事務所

シロ

回覧表（NのH）の取付

督促状

セ

督促状

下記のとおり滞納となっておりますので、地方税法 至急裏面記載の納付場所に納めてください。 の規定により督促します。

シロ

なお、金融機関での納付については、その確認に日数を要するため、本状と行き違いとなる場合がありますので、ご了承ください。

回覧表（NのH）の取付

表記のとおり滞納となっておりますので、至急県の指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関又は県税事務所に納めてください。

セ

不服申立ての方法

不服申立ての方法

シ

2 上記1により計算した延滞金の金額が1,000円未満のときはその全額を切り捨て、全額が1,000円以上で100円未満の端数があるときはその端数を切り捨ててください。

セ

2 上記1により計算した延滞金の金額が1,000円未満のときはその全額を切り捨て、全額が1,000円以上で100円未満の端数があるときはその端数を切り捨ててください。

納付場所 県の指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関又は県税事務所

シロ

添付資料「第314条の8第3項」及び「第314条の9第3項」

添付資料「第314条の8第3項」及び「第314条の9第3項」

附則
この規則は、公布の日から施行する。

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

平成二十五年十一月二十二日

山口県知事 山本 繁太郎

山口県規則第五十四号

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）の施行について、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(要安全確認計画記載建築物の耐震診断の結果の報告書の添付書類)

第二条 省令第五条第四項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 耐震診断の結果を知事が適切であると認められた者が証する書類（地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、若しくは崩壊する危険性が高い又は危険性があると診断された場合その他知事が特に認める場合を除く。）
- 二 前号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

(計画の認定の申請の添付書類)

第三条 省令第二十八条第二項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 法第十七条第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして同項の計画の認定を受けようとする建築物の耐震改修の計画が当該基準に適合していることを知事が適切であると認められた者が証する書類
- 二 前号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

(建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請の添付書類)

第四条 省令第三十三条第一項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十二条第一項の規定による報告を要する建築物にあつては、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第五条第三項本文の報告書のうち直近のもの写し
- 二 前号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

- 2 省令第三十三条第二項第一号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - 一 法第二十二條第二項の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして同項の認定を受けようとする建築物が当該基準に適合していることを知事が適切であると認められた者が証する書類
 - 二 前項第一号に規定する建築物にあつては、同号に掲げる書類
 - 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

3 省令第三十三条第二項第二号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 第一項第一号に規定する建築物にあつては、同号に掲げる書類
- 二 前号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請の添付書類)

- 第五条 省令第三十七条第一項第三号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - 一 法第二十五条第二項の認定を受けようとする区分所有建築物が同項の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを知事が適切であると認められた者が証する書類
 - 二 前号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十五年十一月二十五日から施行する。
- 2 省令附則第三条において準用する省令第五条第四項の規則で定める書類については、第二条の規定を準用する。



山口県告示第四百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があつた。

平成二十五年十一月二十二日

山口県知事 山本 繁太郎

名 医	療 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
くろいし内科クリニック	宇部市大字妻崎開作五〇三の一	平成二五、八、三一	
くまがい眼科	大字東岐波二二二九の一		

山口嘉川クリニック	山口市嘉川一三六〇の三	"	"	九、三〇
医療法人河野医院	萩市大井三四四九	"	"	" 一六
療所	萩市国民健康保険佐々並診	"	大字佐々並二六一七	" 三〇
ほりいけ耳鼻咽喉科	下松市大字末武下四六〇の二	"	"	" "
医療法人岩見内科医院	岩国市元町二丁目一番一五号	"	"	一〇、五
文京台デンタルクリニック	宇部市大字中山一〇二の二	"	"	九、三〇
あい薬局	防府市八王子一丁目二番三三号	"	"	" "
ひかり薬局	岩国市南岩国町一丁目一四番二七号	"	"	" "
みどり薬局	" 今津町一丁目一五番二七号	"	"	" "

山口県告示第四百四十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十五年十一月二十二日

山口県知事 山本 繁太郎

名称	所在地	指定年月日
なわたクリニック	宇部市大字沖ノ旦六八六番一号	平成二五、一、一
くろいし内科クリニック	大字妻崎開作五〇三の二	" 九、
くまがい眼科	大字東岐波二二二九の一	" "
山口嘉川クリニック	山口市嘉川一三六〇の三	一〇、
医療法人河野医院	萩市大井一七二三の一	" 九、一七
療所	萩市国民健康保険須佐診療センター	" 一〇、
萩市休日急患診療センター	大字榑三四六〇の三	" "
みやうち内科消化器科クリニック	" 二七八八の一	" "
療所	萩市国民健康保険佐々並診療所	" 大字佐々並二四九三の四
ほりいけ耳鼻咽喉科	下松市大字末武下四六〇の二	" "
医療法人岩見内科医院	岩国市昭和町一丁目四	" "
長門市応急診療所	長門市仙崎一九八の一	" 一六

医療法人泰誠会文京台デンタルクリニック	宇部市大字中山一〇二の二	"	"
公園通り歯科	山陽小野田市千代町一丁目八番一六号	"	"
みき薬局宇部店	宇部市大字沖ノ旦六八四の七	"	一、
さくら薬局	萩市大井一七二三の一	"	九、
みどり薬局	岩国市今津町一丁目一五番一七号	"	一〇、
ひかり薬局	南岩国町一丁目一四番二七号	"	"

指定訪問看護事業者等
主たる事務所の所在地

企業組合こころ大島	大島郡周防大島町大字椋野二〇八の八	訪問看護ステーションこころ大島	大島郡周防大島町大字椋野二〇八の八	平成二五、一
-----------	-------------------	-----------------	-------------------	--------

山口県告示第四百五十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施設要件を次のように変更する予定である旨の通知があった。

平成二十五年十一月二十二日

山口県知事 山本 繁太郎

一 指定施設要件の変更予定に係る保安林の所在場所
周南市大字鹿野中字奥西平三三三の二、三三三の三(次の図に示す部分に限る。)、三三三の四、字笹ヶ段三三四・字奥東平三三五の二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、字立山ヶ浴五八九から五九七まで、字帆柱五九八から六〇〇まで、六四二の二、字大浴六〇九・六一〇の二・六一一(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)、字長尾六一二から六一四まで、字湯高本浴西平六四三の二、六四三の二、字湯高本浴東平六四四の二、六四四の二、大字巢山字波谷一八六六から一八六九まで、二六七三の二、二六七三の三、字上清涼寺一九三七の二、二六七三の三、二六七三の三から二六七三の一〇まで、三八三五の一から三八三五の三まで、字せ川二六六八の一、字堂ヶ谷二六七二の一(次の図に示す部分に限る。)、二六七二の二から二六七二の四まで、字東松ヶ原二六七四の二、字飯ノ山内水温二六七

六、二六七八（次の図に示す部分に限る。）、二六八〇、字飯ノ山水温二六七七、二六七九・字飯ノ山内浴田二六八一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二六八二、字飯ノ山二六八一の一（次の図に示す部分に限る。）、二六八一の二、二六八一の三、三八五〇（次の図に示す部分に限る。）、字飯ノ山内吸谷尾二六八三、字飯ノ山吸谷尾二六八四（次の図に示す部分に限る。）、二六八五、字吸谷二六八六の一から二六八六の三まで、二六八七、二六八八、字尾崎二六八九・字清涼寺二六八九一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二六九二の二、二六九三から二六九七まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、二六九八から二七〇〇まで、二七〇一の一・二七〇一の二・二七〇二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二七〇三から二七〇五まで、二七〇七から二七一七まで、字上ノ原二七一四、二七一五、二七一六の二、字田ノ向二七一七の二、字片山二七二二、二七二三、二七二五から二七二七まで、字松原二七二八から二七三三まで、字東深山二七三〇の一、字長尾谷二七三二の一、二七三三の二、字西深山二七三三の四・二七三三の五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字荒神川二七三三の四

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、周南市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び周南市経済産業部農林課に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

周南市大字大向字中尾四七三、字大杉谷四七四、四七六から四七八まで、四七九の一、四七九の二、四八〇の二、四八二の二、四八七の二、四八八の二、四八九の一、四八九の二、四九一、四九二の二、字柳ヶ浴四九四の一、四九七、四九八の三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、周南市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び周南市経済産業部農林課に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

山口市宮野下字上平野四八二の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。）